

令和 8 年度広島市立広島みらい創生高等学校 秋季編入学者選抜実施要項
（フレキシブル課程 通信教育コース（通信制の課程））

広島市立広島みらい創生高等学校

〒730-0051

広島市中区大手町四丁目 4 番 4 号

TEL 082-545-1671 FAX 082-545-1672

1 定員

欠員数

2 通信教育を行う区域

広島県一円

3 教育目標、育てたい生徒像、入学者受入方針及び教育課程

(1) 教育目標

生徒一人一人の個性を最大限に伸長させ、社会の発展に貢献できる人間性豊かな活力ある人材を育成する。

(2) 育てたい生徒像

- 自己の生き方や進路について主体的に探究し、目標に向かって挑戦を続ける生徒
- 他者を尊重し、豊かな人間関係を築くことができる生徒
- 社会の一員であることを認識し、社会人としてのモラルやマナーを身に付けた生徒

(3) 入学者受入方針

- 本校の課程や学科の特色について理解していること。
- 本校の特色を活かして、学校生活に意欲的に取り組む姿勢を有していること。
- 本校での学習を通して、自分の可能性を伸ばしたいという強い意志があること。

(4) 教育課程

- ① 自学自習を基本とするため、スクーリングへの出席やレポートの提出・合格が円滑にできるよう、登校曜日を自由に選択できるように教育課程を編成し、実施する。
- ② ほぼ全ての科目を半期認定とし、単位修得を確実に積み上げることができるよう実施する。
- ③ 学びに向かう力・人間性の涵養、知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力の育成等の観点から、スクーリングの出席状況、レポートの合格状況とその内容、試験の結果等から総合的に判断して評価を行い、生徒に適切にフィードバックを行う。
- ④ 1 年次では、基礎的・基本的な学習内容を確実に定着させるため、必要に応じた学び直し科目（国語・数学・英語）を選択できるよう各教科・科目を編成し、実施する。また、コミュニケーション能力を高めるため、広島大学と連携して取り組んでいるソーシャルスキルトレーニングを「産業社会と人間」の授業等で実施する。
- ⑤ 2 年次以降、進路希望等に応じて、所属するコース以外の科目を学習（「併修」）することを可能とする。
- ⑥ 各教科・科目で身に付けさせたい「資質・能力」と、そのための具体的手段を明確化し、個別最適な学びを充実するため、一人一台端末等の I C T 機器を活用する。
- ⑦ 地域に開かれた学校を目指し、聴講生制度の導入や、地元地域・企業と連携した商品開発などの学習活動を充実させる。

4 出願資格

出願できる者は、次の（１）から（３）のいずれかに該当する者とする。

- （１）高等学校中途退学者で一部の単位を修得しており、本校において学習を継続する強い意志がある者。
- （２）高等学校とは種類の異なる学校（中等教育学校、高等専門学校等）の在籍者で、特別な事情があり、本校において学習を継続する強い意志がある者。
- （３）海外において、日本の高等学校に相当する学校に在籍しており、保護者の転勤等に伴い広島県内に転居する者。

5 出願

（１）期間

令和８年９月２日（水）から９月４日（金）正午まで

受付時間は、９時から１６時までとする。ただし、最終日は正午までとする。

（２）提出方法

志願者は、６の書類を本校校長に直接持参により提出する。ただし、４の（２）に該当する志願者は、６（２）の書類に必要事項を記入して在籍学校長に提出し、在籍学校長が６の書類を本校校長に直接持参により提出する。（郵便による出願はできない。）

6 出願に必要な書類

（１）在籍していた高等学校長が発行するもの

成績・単位修得証明書（当該受検者が入学した年度の教育課程表を添付すること。）

※ ４（２）、（３）の資格で出願する者は、在籍学校長が発行する。

（２）本人が準備するもの

ア 編入学願書

イ 編入学願

ウ 編入学者選抜願及び受検票

入学者選抜料（９５０円）の納付証明書（領収印のあるもの）が編入学者選抜願に貼付されていることを確認すること。

エ 居住確約書

出願時に海外に居住し、編入学許可までに広島県内に転居する予定の者のみ。

※ ６の書類は本校で交付する。

7 選抜

（１）実施方法等

ア 実施内容

作文及び面接

イ 実施期日、時間割等

令和８年９月１１日（金）		
時限	時刻	検査等
	９：００	集合
	９：００～ ９：２０	点呼・諸注意
第１時限	９：３０～１０：２０	作文
第２時限	１０：４０～	面接

※ 集合は検査場とする。

ウ 実施場所

本校

エ 受検者の携行品

受検票のほかに、検査場内の各自の席に持込みができるものは、次の①から⑥の物品のみとする。

- | |
|---|
| ① 鉛筆、シャープペンシル
② 鉛筆削り
③ 消しゴム
④ 定規（分度器のついたものや三角定規は不可）
⑤ 時計（スマートウォッチ等の辞書や計算や端末等の機能があるもの等は不可）
⑥ ティッシュ（袋又は箱から中身だけ取り出したもの） |
|---|

①から⑥以外の物品（携帯電話、コンパス等）を持ち込むことはできない。

また、①から⑥の物品であっても、検査問題の解答上有利と考えられるものは持ち込むことはできない。

検査開始前に、監督者が携行品について確認し、検査場内に上記の持込みができる物品以外の物品を持ち込んでいることが発覚した場合には、その日の検査終了まで預かる。

検査開始後に、検査場内に上記の持込みができる物品以外の物品を持ち込んでいることが発覚した場合には、退室となり、その後の全ての検査の受検はできなくなる。また、それまでに受検した全ての検査の結果は一切無効となる。

(2) 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等に関する感染症予防の留意点

ア 入学者選抜当日まで、新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等への感染予防（手洗い、咳エチケット等）に気を配り、体調管理に努めること。

イ 入学者選抜当日は、マスクの着用は受検者の任意とする。（検査中の着用について特別措置の申請等は要しない。）

ウ 入学者選抜当日は、検査場の換気のため窓を開ける時間帯があるため、室温の変化に対応できるように、体温調節をしやすい服装等の工夫をすること。

(3) やむを得ない事由による欠席者の取扱いについて

検査当日の特別措置によっても対応できず、やむを得ず秋季編入学選抜を欠席した者のうち、欠席した事由が次の表に該当し、本校校長が審査し、正当と認められた場合に限り、追検査を受検することができる。追検査の詳細は別に定める。

	事由
大規模災害による罹災等	○検査当日の風水震火災その他の非常災害による交通遮断等。
疾病	○学校保健安全法施行規則第 18 条において学校において予防すべき感染症に指定されている疾病等、本人に帰責されない身体・健康上の理由によるもの。

※ 月経随伴症状等の体調不良等は、本人に帰責されない身体・健康上の理由によるものとして、表の「疾病」に該当する。

(4) 合格者の決定

作文及び面接等の結果によって総合的に判断して決定する。

なお、出願時に海外に居住し、編入学許可までに広島県内に転居する予定であるとして出願し合格した場合であっても、広島県内に転居しないこととなる場合は、編入学許可後であっても許可を取り消す場合がある。

(5) 合格者の発表

ア 発表日時 令和8年9月16日(水) 14時から16時まで

イ 発表場所 本校

※ 本校ホームページ (<http://www.miraisousei-h.edu.city.hiroshima.jp>) においても、14時から16時の間、合格者の受検番号を掲載する。ただし、ホームページでの発表は情報提供の一環として行うものであり、公式の合格者の発表は、本校における合格者の受検番号の掲示により行う。なお、電話による照会には応じない。

ウ 持参物 受検票

エ 手続

合格者は、(5) アの期間内に受検票を提示して「合格通知書」と「請書・辞退届」を受け取り、(5) アの期間内に「請書」又は「辞退届」を提出する。

なお、「合格通知書」の受け取り及び「請書」の提出のいずれかを期間内に行わない場合は、入学の意思がないものとして取り扱う。

8 入学請書提出後の日程

入学予定者は以下の日程で、手続き等を行う。保護者同伴で本校へ登校すること。

令和8年 9月25日(金) 学校諸費の納入・履修指導・写真撮影・体操服採寸等

令和8年10月 1日(木) 入学式・教科書購入等

※ 時程等の詳細は合格発表時に連絡する。

9 その他

志願について虚偽の事実(学歴・通学区域・調査書等)があることが確認されたときは、入学許可後であっても、入学を取り消すことがある。